資料５

新潟県ヤングケアラー支援検討会議設置要綱

（目的）

第１条　ヤングケアラー支援の推進を目的として、ヤングケアラー及び関係機関による支援の実態を把握するとともに、広く関係者の意見を聴取し今後の施策に反映させるため、「新潟県ヤングケアラー支援検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

（組織）

第２条　検討会議は、委員 10 人程度をもって組織する。

２　委員は、学識経験者、教育関係者、福祉関係者、民間団体、行政関係者その他の関係団体のうちから知事が委嘱する。

３　検討会議に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

４　委員長は検討会議の会務を総括する。

５　委員長に事故があるときは、委員長が指名する者がその職務を代理する。

（運営）

第３条　検討会議は福祉保健部長が招集する。

２　検討会議は、必要があると認めるときは、関係者を出席させて、その意見を求めることができる。

（事務局）

第４条　検討会議の事務局は、福祉保健部こども家庭課とする。

（その他）

第５条　この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和３年６月１日から実施する。

附則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。